

議案第 69 号

北名古屋市防災会議条例及び北名古屋市災害対策本部条例の一部を
改正する条例について

北名古屋市防災会議条例（平成 18 年北名古屋市条例第 15 号）及び北
名古屋市災害対策本部条例（平成 18 年北名古屋市条例第 16 号）の一部
を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 9 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行さ
れたことに伴い、所掌事務の明確化を図るため、本条例の一部を改める必
要があるからである。

北名古屋市防災会議条例及び北名古屋市災害対策本部条例の一部を
改正する条例

(北名古屋市防災会議条例の一部改正)

第1条 北名古屋市防災会議条例(平成18年北名古屋市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議
すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第2条中第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改
め、同号を同条第4号とする。

(北名古屋市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 北名古屋市災害対策本部条例(平成18年北名古屋市条例第16
号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。